

企画提案競技実施要領

1 業務の目的

福祉保健部内におけるマイナンバーの適切な情報連携と個人情報の適正な管理を推進し、行政手続における添付書類の削減など県民の利便性向上や行政サービスの効率化を図るため、RPA 等の実装に関する伴走支援を行う。

2 業務の概要

- (1) 業務名 マイナンバーによる情報連携に係る BPR（業務改善）実装支援業務委託
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務内容 業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託金額 5,955,620 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。
- (5) 支払方法 精算払

※ 委託金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものであり、業務委託予定者の決定後、提案内容に基づいて改めて仕様を定め、見積書の再提出を求める。

3 実施方法

企画提案書及びプレゼンテーションによる企画提案競技方式（プロポーザル方式）とする。

4 参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内に本店又は営業所を置く者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、国又は地方公共団体から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 都道府県税に未納がない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定

により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去5年以内に本業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者

5 企画提案競技実施の公示方法

宮崎県庁ホームページにおいて公示

6 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 実施公告 | 令和6年11月20日（水） |
| (2) 企画提案競技参加申込締切 | 令和6年11月27日（水）午後5時 |
| (3) 質問締切 | 令和6年11月27日（水）午後5時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和6年12月 3日（火）午後5時 |
| (5) 審査結果通知 | 令和6年12月 6日（金）頃 |

7 企画提案競技に係る質問

- (1) 企画提案競技について質問がある場合は、質問票（様式1号）を令和6年11月27日（水）午後5時までに下記「17 問合せ先」宛に電子メールで提出すること。行き違いを防ぐため、電子メール送信後、提出した旨の電話連絡を行うこと。
- (2) 質問者に対し、質問受付日より原則3日（土日祝日を除く。）以内に電子メールで回答する。なお、内容により必要と考えられる場合は、参加者全員に電子メールで当該質問及び回答を送付する。
- (3) 原則メールによる質問のみ受け付けるが、本実施要領の内容、事務手続に関する質問は電話による問合せを可とする。

8 企画提案競技の参加申込

企画提案競技に参加する者は、下記に示す書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式2号）
- イ 委任状（様式3号）
代理人を選定した場合のみ提出すること。
- ウ 誓約書（様式4号）
- エ 会社概要（既存のもので可）

(2) 提出方法

電子データ（PDF 又はパワーポイントに限る）

※ ただし、委任状は、紙媒体の持参又は郵送とする。

(3) 提出部数

各1ファイル

(4) 提出期限

令和6年11月27日(水)午後5時

※ 電子メールにて送信後、提出した旨の電話連絡を行うこと。

※ 郵送の場合は期限内に必着すること。

(5) 提出先

「17 問合せ先」に同じ。

9 企画提案書の提出

(1) 提出資料

① 企画提案書

次のア～ケを踏まえて作成すること。

ア A4判・横で作成し、表紙・目次を含め15ページ以内にまとめること。

イ 仕様書の「6 業務の内容」を踏まえて、「審査基準表」に沿って提案の概要や資料等を記載するとともに、提案内容の審査基準への該当性(該当する理由等)を分かりやすく説明すること。

ウ 仕様書に示す業務に加えて実施可能な業務の提案がある場合は、自由に記載すること。

エ 事業実施体制に関しては、担当者の役割及び業務経歴も記載すること。

オ 提案書の本文は考え方等をできるだけ簡潔に記載すること。本文の内容を補完する必要がある場合は、イメージ図・イラスト・グラフ等を使用し、わかりやすい資料作成に努めること。

カ 日本語で表記すること。(専門用語は除くが、必要に応じて用語解説を添付すること。)

キ 通し番号を振ること。

ク 多色刷りは可とするが、モノクロ複写・印刷する場合でも見やすくなるように配慮すること。

ケ 表紙には、表題として「マイナンバーによる情報連携に係るBPR(業務改善)実装支援業務企画提案書」及び社名を記載すること。

② 見積書及び見積明細書

- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について、積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とし、見積金額の表示は、税抜金額、消費税及び地方消費税額、合計額を記載すること。

③ 業務実績

過去5年以内の地方公共団体との契約実績及び業務内容（本業務委託と同種、同規模のもの）がわかる資料を提出すること。

(2) 提出方法

電子データ（PDF又はパワーポイントに限る）

(3) 提出部数

各1ファイル

(4) 提出期限

令和6年12月3日（火）午後5時

※ 電子メールにて送信後、提出した旨の電話連絡を行うこと。

(5) 提出先

「17 問合せ先」に同じ。

10 審査項目等

審査項目及び審査内容、配点等については審査基準表のとおり。

11 選定方法

書面による審査方式とし、提出された企画提案書について総合的に審査の上、評価が最も高かった提案者を受託候補者とする。

12 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず、令和6年12月6日（金）頃に電子メール及び書面で通知する。

13 契約について

- (1) 受託候補者と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

14 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

15 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき

- (3) 提案書の内容が公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- (4) 虚偽記載その他不正な行為があったと認められるとき
- (5) 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

16 その他

- (1) 企画提案競技及び契約の履行において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 本委託業務の企画提案及び契約手続に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 見積額については、県と受託候補者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (5) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡を行い、その指示及び監督を受けなければならない。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。

17 問合せ先

宮崎県福祉保健課 企画調整担当 今村、金子

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7074 FAX：0985-26-7326

E-mail：fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp